

岩手県医療局管理規程第5号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

岩手県医療局長 遠藤達雄

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																																
<p>(病院の組織)</p> <p>第3条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター、室及び科を置く。</p> <p>(1) 中央病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">部</th> <th style="width: 33%;">センター</th> <th style="width: 33%;">室又は科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>地域医療支援部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>医療情報管理企画部</td> <td></td> <td>業務企画室 医療情報管理室</td> </tr> <tr> <td>医療安全管理部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>看護部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">地域医療福祉連携室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">栄養管理室</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中央病院以外の病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">センター</th> <th style="width: 66%;">室又は科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">感染管理室（中部病院に限る。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 [略]</p> <p>(病院の分掌事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 地域医療支援部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>地域医療機関</u>との連携に関すること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p>	部	センター	室又は科	[略]			地域医療支援部			[略]			医療情報管理企画部		業務企画室 医療情報管理室	医療安全管理部			[略]			看護部					地域医療福祉連携室			栄養管理室	センター	室又は科	[略]			[略]		感染管理室（中部病院に限る。）		[略]	<p>(病院の組織)</p> <p>第3条 病院に、次の表に掲げるところにより、部、センター、室及び科を置く。</p> <p>(1) 中央病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">部</th> <th style="width: 33%;">センター</th> <th style="width: 33%;">室又は科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>地域医療支援部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">地域医療福祉連携室</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>医療情報管理部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">医療情報管理室</td> </tr> <tr> <td>業務企画部</td> <td></td> <td style="text-align: center;">業務企画室</td> </tr> <tr> <td>医療安全管理部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>看護部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">栄養管理室</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 中央病院以外の病院</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">センター</th> <th style="width: 66%;">室又は科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">感染管理室（中部病院、<u>久慈病院及び磐井病院</u>に限る。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～4 [略]</p> <p>(病院の分掌事務)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 地域医療支援部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>地域医療機関等</u>との連携に関すること。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) <u>医療及び福祉の相談</u>に関すること。</p> <p>(6) [略]</p>	部	センター	室又は科	[略]			地域医療支援部		地域医療福祉連携室	[略]			医療情報管理部		医療情報管理室	業務企画部		業務企画室	医療安全管理部			[略]			看護部					栄養管理室	センター	室又は科	[略]			[略]		感染管理室（中部病院、 <u>久慈病院及び磐井病院</u> に限る。）		[略]
部	センター	室又は科																																																																															
[略]																																																																																	
地域医療支援部																																																																																	
[略]																																																																																	
医療情報管理企画部		業務企画室 医療情報管理室																																																																															
医療安全管理部																																																																																	
[略]																																																																																	
看護部																																																																																	
		地域医療福祉連携室																																																																															
		栄養管理室																																																																															
センター	室又は科																																																																																
[略]																																																																																	
	[略]																																																																																
	感染管理室（中部病院に限る。）																																																																																
	[略]																																																																																
部	センター	室又は科																																																																															
[略]																																																																																	
地域医療支援部		地域医療福祉連携室																																																																															
[略]																																																																																	
医療情報管理部		医療情報管理室																																																																															
業務企画部		業務企画室																																																																															
医療安全管理部																																																																																	
[略]																																																																																	
看護部																																																																																	
		栄養管理室																																																																															
センター	室又は科																																																																																
[略]																																																																																	
	[略]																																																																																
	感染管理室（中部病院、 <u>久慈病院及び磐井病院</u> に限る。）																																																																																
	[略]																																																																																

<p>(6) [略]</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、地域医療に関すること。</p> <p>7～10 [略]</p> <p>11 <u>医療情報管理企画部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 医療情報の管理及び提供に関すること。</p> <p>(2) <u>業務の企画及び経営分析に関すること。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>図書室の管理及び医学図書情報の提供に関すること。</u></p> <p>(6)・(7) [略]</p>	<p>(7) [略]</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、<u>地域医療及び地域福祉</u>に関すること。</p> <p>7～10 [略]</p> <p>11 <u>医療情報管理部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>診療に関する記録の保存その他の医療情報の管理及び提供に関すること。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>診断別疾病分類情報の精度管理及び分析に関すること。</u></p> <p>(5) <u>がんその他の特定の疾患に関する情報の管理に関すること。</u></p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>12 <u>業務企画部</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>事業計画及び経営分析に関すること。</u></p> <p>(2) <u>他部の業務推進及び企画の支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>図書室の管理及び医学図書情報の提供に関すること。</u></p> <p>(4) <u>部に属する器械備品等の保管に関すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、業務の企画に関すること。</u></p>
<p><u>12</u> [略]</p> <p><u>13</u> [略]</p> <p><u>14</u> [略]</p> <p><u>15</u> [略]</p> <p><u>16</u> [略]</p> <p><u>17</u> [略]</p> <p><u>18</u> [略]</p> <p><u>19</u> [略]</p> <p><u>20</u> [略]</p> <p><u>21</u> [略]</p> <p><u>22</u> 地域医療福祉連携室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域医療機関等との連携に関すること（<u>地域医療支援部及び地域医療科の所掌するものを除く。</u>）。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、地域医療及び地域福祉に関すること（<u>地域医療支援部及び地域医療科の所掌する</u></p>	<p><u>13</u> [略]</p> <p><u>14</u> [略]</p> <p><u>15</u> [略]</p> <p><u>16</u> [略]</p> <p><u>17</u> [略]</p> <p><u>18</u> [略]</p> <p><u>19</u> [略]</p> <p><u>20</u> [略]</p> <p><u>21</u> [略]</p> <p><u>22</u> [略]</p> <p><u>23</u> <u>地域医療福祉連携室（中央病院の地域医療支援部に置く地域医療福祉連携室を除く。）</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 地域医療機関等との連携に関すること（<u>地域医療科の所掌するものを除く。</u>）。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、地域医療及び地域福祉に関すること（<u>地域医療科の所掌するものを除く。</u>）。</p>

ものを除く。)

23 [略]

24 [略]

25 [略]

26 事務局の分掌事務は、次のとおり（中央病院の事務局にあっては、第14号に規定する経営分析を除く。）とする。

(1)～(11) [略]

(12) 調査及び統計に関すること。

(13)～(24) [略]

27 業務企画室、医療情報管理室及び診療科等並びに課及び係の分掌事務は、別に定める。

(職)

第5条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
本庁	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
	業務支援課	支援担当課長	[略]
	課及び室	[略]	[略]
[略]			

2～7 [略]

24 [略]

25 [略]

26 [略]

27 事務局の分掌事務は、次のとおり（中央病院の事務局にあっては、第14号及び第16号を除く。）とする。

(1)～(11) [略]

(12) 調査及び統計に関すること（医療情報管理部の所掌するものを除く。）。

(13)～(24) [略]

28 地域医療福祉連携室（中央病院の地域医療支援部に置く地域医療福祉連携室に限る。）、医療情報管理室、業務企画室及び診療科等並びに課及び係の分掌事務は、別に定める。

(職)

第5条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務	
本庁	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
	業務支援課	支援担当課長	[略]
	医師支援推進室	医師支援推進担当課長	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、室の事務を掌理するとともに、室長及び医師支援推進監に事故があるとき、又は室長及び医師支援推進監が欠けたときは、その職務を代理する。
課及び室	[略]	[略]	
[略]			

2～7 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。